

本研究会で検討すべき主な論点

P 2は本研究会第1回資料 2 のp23より抜粋
P 3は同回資料 3 のp19より抜粋

本研究会で検討すべき主な論点（経済産業省）

1. コスト低減について（各論1）

- 発電コストの7割を占める燃料コストの低減と、燃料材が重要な収益機会になりつつある林業者の森林経営の安定化を両立し、FIT制度に基づく買取期間終了後の関係者共倒れリスクを回避するために、森林の管理手法はどのように変革させるべきか。
- 特に、現状、建材向けに最適化されている木材の運搬・加工システムのエネルギー利用向けの最適化や、広葉樹や早生樹の利活用などを含め、どのような取組が考えられるか。

2. 持続可能なバイオマス発電について（各論2、3）

【木質バイオマス燃料品質について】

- 木質チップ・ペレットの品質安定化を含め、市場取引における課題をいかに解決すべきか。

【バイオマス燃料の流通・利用の在り方・実態把握の方法について】

- 木質バイオマス利用を拡大する上で、持続可能性は確保しつつ、どのようにバイオマス燃料のコスト低減・供給量拡大を進めていくか。特に、ライフサイクルG H G排出量の抑制の観点から、チップ・ペレットの加工方法及び輸送距離の影響が大きいことを踏まえ、適正な木材の流通・利用範囲はどのように考えるべきか。また、森林から発電所までの実態把握の仕組みはいかにあるべきか。

3. その他

- その他、バイオマス発電の普及促進のためにどのような政策支援が必要か。本研究会を踏まえた施策と森林経営の将来像はいかなるものか（価格、量、収入目標など）。既に存在する先進的事例をどのように横展開していくか。

本研究会で検討すべき主な論点(農林水産省)

1. 既存の木材利用との競合

- 木質バイオマス発電施設の稼働に伴い木質バイオマス需要が急速に増加するなか、既存事業者から木質バイオマスの供給に対する懸念が示されている。
- FIT法施行規則第5条第1項第11号ロで定められた、既存用途事業者に著しい影響を与えない発電事業であること、は担保されているか。

2. 森林資源の持続的な利用

- 燃料材需要が高まり、地域によってはここ数年で利用実績が数倍に膨れている。
- このような状況の中、主伐の増加や伐採跡地の放置、それによる森林荒廃の懸念の声も挙がっているが、FIT法施行規則第5条第1項第11号ハで定められた、安定的なバイオマス調達の見込みは担保されているか。
- また、木質バイオマスの需要側は地域の森林資源の持続的な利用に繋げるため、どのような取組ができるか。

3. 木質バイオマス熱利用の推進

- 木質バイオマスの熱利用・熱電併給の推進にあたっては、「地域内エコシステム」の構築や技術開発を支援してきた。
- 熱利用・熱電併給の更なる普及に向けた木質バイオマスの供給側と需要側の様々な課題を解決するため、どのような取組ができるか。